

起業家教育講師等派遣支援

対 象

① 起業家を招いた講演・出前授業の実施を希望する高等学校等

② 主に生徒等を対象とする、起業家教育・創業機運醸成に関する講演・出前授業の実施を希望する自治体・創業支援機関等

※高等学校等：学校教育法第一条で規定する、高等学校、高等専門学校（1～3年生）、中等教育学校（後期中等教育段階）、特別支援学校（高等部）

※生徒等：学校教育法第一条で規定する、高等学校、高等専門学校（1～3年生）、中等教育学校（後期中等教育段階）、特別支援学校（高等部）に通う生徒等

目 的

起業家に必要とされるマインドと資質・能力を有する人材の育成
起業家教育に取り組む高等学校等及び自治体・創業支援機関等の拡大

提供内容

授業実施に向けた企画相談、協力事業者（起業家）の紹介、謝金支払

実施予定 50機関程度（先着順）

実施期間 令和4年8月～令和5年3月上旬

申込方法 中小機構起業家教育ホームページからお申込みください。

お問合せ

独立行政法人中小企業基盤整備機構

創業・ベンチャー支援部

電話 03-5470-1645

E-mail kigyorider@smrj.go.jp



<https://startup.smrj.go.jp/entrepreneur.html>